



Title	第三者与信型消費者信用取引と契約関係の清算（上） - 多数当事者間の不当利得論と消費者法の交錯 -
Author(s)	千葉, 恵美子
Citation	北大法学論集, 39(5-6上), 75-103
Issue Date	1989-08-31
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16652
Type	bulletin (article)
File Information	39(5-6)1_p75-103.pdf



[Instructions for use](#)

第三者与信型消費者信用取引と契約関係の清算（上）

——多数当事者間の不当利得論と消費者法の交鎖——

千葉 恵美子

目次

- 一 問題の所在
- 二 わが国における既払金返還請求権をめぐる判例・学説の動向
 - (1) 判例・学説の対立点
 - (2) 顧客に既払金返還請求権を認めることが妥当か
 - (3) 立替払契約の効力をめぐる対立
 - (4) 立替払契約と売買契約の法的「関係」をめぐる対立（以上、本号）

三 西ドイツにおける学説の発展

四 給付関連説の展開

五 おわりに

一 問題の所在

(1) 一九八四年の割賦販売法の改正によって新設された、いわゆる抗弁接続規定（割賦法三〇条の四、三〇条の五）によれば、割賦購入あつせん（割賦法二条三項）において、取引の一部を構成する売買契約が不成立・無効である場合、あるいは、取消・解除された場合にも、購入者（以下では、顧客と呼ぶ）は、これら売買契約上の抗弁を信販会社等の割賦購入あつせん業者（以下では、信販会社と呼ぶ）に対して主張できることが明らかとなった。したがって、このような規定の導入によって、販売業者との間の紛争が解決するまでは、顧客が信販会社への賦払金の支払いを拒絶できることは疑いない。しかしながら、現実の取引においては、「抗弁の接続」を認めるだけでは、顧客・販売業者・信販会社間の紛争を終極的に解決することにならない場合が多い。売買契約が不成立・無効・取消・解除となった場合にも、顧客は一方で販売業者に頭金を、他方で信販会社に立替金等債務の一部をすでに弁済していることが多いし、信販会社も加盟店契約に基づき、販売業者に立替金を交付しているのが通常であるからである。

そこで、本稿では、売買契約が不成立・無効である場合、あるいは取消・解除された場合（以下、特にことわらない限りは、これらの場合を総称して、売買契約に瑕疵がある場合と呼ぶ）に、信販会社・販売業者・顧客間にかなる法律関係が生じるのかという点について考察を加えることにしたい。⁽¹⁾

(2) ところで、売買契約に瑕疵がある場合の三者間の法律関係を解明するには、次の問題を解決することが必要である。

① 顧客は信販会社に対してすでに支払った賦払金の返還を請求できるであろうか。

② 売買契約に瑕疵があるにもかかわらず、信販会社が加盟店たる販売業者に商品代金相当額をすでに立替払いしていた場合に、信販会社はその返還を販売業者に請求できるであろうか。

③ 販売業者がすでに商品を顧客に引き渡していた場合に、販売業者は三者間の他の諸権利と無関係に顧客に対して目的物返還請求権を行使することができるであろうか。

売買契約に瑕疵がある場合に、顧客が、信販会社に対して立替金等債務の不存在を確認し、さらに、既に支払った賦払金の返還を求めて訴訟を提起するケースは、まだ少ないようである。この問題が直接の争点となった裁判例で公表されているものは、松江簡判昭和五八年九月二一日判夕五二〇号二一九頁、およびその控訴審である松江地判昭和五九年四月二五日判夕五二六号一九九頁、上告審である広島高判昭和六〇年一〇月一七日判夕五九四号七五頁だけである。また、信販会社が加盟店契約および立替払契約に基づいて販売業者に支払った立替金の返還を求めて提訴するケースも、いわゆる名義借り紛争の場合を除くとほとんどないようである。

わが国の学説の多くも、後述するように、①の問題に言及しているにすぎず、売買契約に瑕疵がある場合における三者間の法律関係如何という問題を正面から論じたものは少ない。①の問題に限ってみても、顧客から信販会社に対する賦払金の返還請求権を肯定する見解は、消費者保護の立場から結論を先取りしているものが多く、法的根拠が必ずしも明確ではないように思われる。このように、わが国において、これらの問題に対する包括的検討がなされない原因の一つは、本稿の課題が、販売業者が顧客に負担している義務につき、消費者保護の観点から信販会社にも共同責任が認め

られないのかという問題の一貫として取り扱われてきたことと無関係ではないように思われる。すなわち、顧客が売主たる販売業者に対して行使できる諸権利——たとえば、目的物の引渡請求権・損害賠償請求権・不当利得返還請求権・原状回復請求権——を信販会社に対する関係でも行使できないのかという問題の延長線上に、本稿の課題を位置づけるとするならば、②や③の問題は、視野に入っていないからである。これらの問題は、消費者保護という視点から解決することが必要な問題であるかもしれないが、同時に多数当事者間の契約関係をどのように清算するかという紛争形態のひとつでもあることに注意を払う必要がある。

そこで、本稿では、基本的には、割賦購入あつせんを構成する売買契約に瑕疵が生じた場合に、販売業者・顧客・信販会社間の契約関係をいかに清算すべきかという視点から考察を加えることにし、そのような結論・法律構成を導くために、顧客が通常の場合、いわゆる消費者であるという事情が影響を与えているのかどうかも、あわせて検討することにした。

(3) 判例理論が未だ形成されていない現状および前述した①の問題を中心に学説が展開されている状況をふまえて、本稿では、顧客による既払金返還請求権の可否という問題点をめぐっていかなる点で何故、判例・学説が対立しているのかを分析したうえで(二)、西ドイツにおける返還請求権の直接行使の問題をめぐる学説を主に参考にしながら(三)、解決の方向を提示してみたいと考える(四)。なお、西ドイツの議論を参考とした理由は、本稿の課題につき、消費者保護の観点からだけでなく、多数当事者間の不当利得論という観点からも検討が加えられていること、また、近時、わが国の不当利得法が西ドイツの類型論を下敷きに発展していること、以上の二点にある。

(4) 藪・五十嵐先生のご退官にあたり、この場を借りて、両先生のご指導に対してあらためてお礼を申し上げたい。藪先生からは、民法学の面白さを教えていただき、また指導教授として、北海道消費者苦情処理委員会の会長として、

私の研究にいつも鋭いご批判をいただいた。また、比較法学の立場から消費者法という新しい学問領域に目を向けることの必要性をご教示いただき、消費者法の視点から民法学を見直す契機を与えて下さったのは、五十嵐先生である。日頃の学恩に報いるには足りないが、本稿を執筆させていただいた次第である。

（一）本稿に関連する主な邦文文献としては、以下がある（文献の引用は、文頭の数字による）。

- ① 石川正美「割賦購入あっせん等に関する裁判例の検討(1)・(3)・(4)・(5)・(6)」NBL二九〇号六頁以下、二九四号三四頁以下、二九六号四〇頁以下、二九七号三七頁以下、二九八号三七頁以下（一九八三—四年）
- ② 植木哲ほか「特別座談会・消費者信用取引における抗弁権対抗の法律構成と射程距離」金融法務事情一〇四一号三八頁以下（一九八三年）
- ③ 木村晋介「クレジット販売をめぐる法的諸問題」金融法務事情一〇二三号一九頁以下（一九八三年）
- ④ 北川善太郎「立替払契約について」月刊国民生活一三巻四号一二頁以下（一九八三年）
- ⑤ 千葉恵美子「ローン提携販売の法的構造に関する一考察(三)」北大法学論集三四巻三・四合併号五八九頁以下（一九八四年）
- ⑥ 通産省産業政策局通達第八三四号「昭和59年改正割賦販売法の施行について」（一九八四年一月二六日）
- ⑦ 稲葉健次「割賦販売法改正の概要と運用上の問題点」ジュリスト八一八号一七頁以下（一九八四年）
- ⑧ 成田公明「割賦販売法施行令の一部を改正する政令」について」ジュリスト八二六号五三頁以下（一九八四年）
- ⑨ 本田純一「立替払契約における購入者の法的保護（民法判例レビュー）判例タイムズ五二二号七六頁以下（一九八四年）
- ⑩ 北川善太郎「クレジット販売に伴う諸問題」一九八三年度日弁連特別研修叢書下巻「六四二頁以下（一九八四年）
- ⑪ 浜上則雄「信販会社のいわゆるクレジット契約の法構造とその問題」一九八三年度日弁連特別研修叢書下巻「六五六頁以下（一九八四年）
- ⑫ 清水誠「いわゆるクレジット契約の法律構造と問題点」一九八三年度日弁連特別研修叢書下巻「六八一頁以下（一九八四年）

- ⑬ 吉原省三監修『判例信用供与取引法』（一九八四年）
- ⑭ 長尾治助「消費者信用法の形成と課題」（一九八四年）
- ⑮ 清水巖「クレジット契約と消費者の抗弁権」『現代契約法大系四巻』二六〇頁以下（一九八五年）
- ⑯ 佐藤歳二・小池裕「改正割賦販売法の民事実体規定について——抗弁の対抗、損害賠償額の制限を中心として」判例タイムズ五四九号一五頁以下（一九八五年）
- ⑰ 田中秀明「割賦販売法改正と抗弁の接続」金融法務事情一〇八三号二一頁以下（一九八五年）
- ⑱ 最高裁判所事務総局編「信販関係事件に関する執務資料（その二）——割賦販売法の一部を改正する法律の概要」六一頁以下（一九八五年）
- ⑲ 竹内昭夫編著『改正割賦販売法』（一九八五年）
- ⑳ 今村成和ほか編『注解経済法（下巻）』一〇二七頁以下（高瀬雅男執筆）（一九八五年）
- ㉑ 千葉恵美子「割賦販売法上の抗弁接続規定と民法」『民商法創刊五十周年記念論文集Ⅱ特別法からみた民法』民商法雑誌九三巻臨時増刊号（二）二九三頁以下（一九八六年）
- ㉒ 澤井裕「クレジットをめぐる法と裁判」『法と政治の理論と現実（下）』関西大学法学部百周年記念論文集』七九頁以下（一九八六年）
- ㉓ 吉原省三・岡部真純編『判例リース・クレジット取引法』（一九八六年）
- ㉔ 植木哲『消費者信用法の研究』一四九頁以下（一九八七年）
- ㉕ 執行秀幸「第三者と信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義」国士館法学一九九三七頁以下（一九八七年）
- ㉖ 福永有利編著『新種・特殊契約と倒産法』三二頁以下（千葉恵美子執筆）（一九八八年）
- ㉗ 長尾治助「与信契約者の義務違反と債権関係」判例タイムズ六七〇号二九頁以下（一九八八年）
- ㉘ シンポジウム「法律関係の清算と不当利得」私法四八号七八頁以下（加藤雅信発言）（一九八六年）
- ㉙ 好美清光「不当利得法の新しい動向について（上）（下）」判例タイムズ三八六号一五頁以下、三八七号二二頁以下（一九八九年）
- ⑳ 四宮和夫『事務管理・不当利得・不法行為 上巻』（一九八一年）

- ③① 廣瀬克巨「三角関係における給付利得(一)・(二)」比較法雑誌一五卷一号一頁以下、二号一頁以下(一九八一年)
- ③② 山田幸二「不当利得法における『三角関係(Dreiecksverhältnis)』について」福島大学商学論集四二卷一号一〇四頁以下(一九七三年)
- ③③ 山田幸二「日独における『不当利得法における三角関係』論の近況について——カナリス論文『三者間における利得の調整』の紹介をかねて——」福島大学商学論集四六卷四号八二頁以下(一九七八年)
- ③④ 加藤雅信「財産法の体系と不当利得法の構造」(一九八六年)六八五頁以下

二 わが国における既払金返還請求権をめぐる判例・学説の動向

(1) 判例・学説の対立点

本稿の課題のうち、顧客による既履行の賦払金返還請求権の可否をめぐる問題(前述の①)については、従来様々な見解が主張されてきた。

これらの見解を分析すると、以下の三点で対立しているものと考えられる。一つは、売買契約に瑕疵が生じた場合に、顧客に信販会社に対する既払金返還請求権を認めるべきかどうかという実質論のレベル(否定説か肯定説か)で、二つは、売買契約が不成立・無効・取消・解除となった場合にも、立替払契約の効力をなお存続させるべきかという点(効力存続説か効力喪失説か)で、三つは、売買契約と立替払契約との間のいわゆる「密接不可分な関係」をどのように法的に捉えるのかという点である。

しかも、これら三点について、ある点については見解が一致していても、ある点では見解が対立している場合があり、このことが一層、判例・学説の対立状況を把握しがたいものにしてている。多極的な対立状況にある判例・学説を概観すれば、判例上は、既払金返還請求権を否定する見解が有力であり、売買契約に瑕疵があっても、立替払契約自体の効力

は存続すると解する立場が主流であるといつてよい。これに對して、學説は既払金返還請求権を肯定する見解が支配的である。売買契約に瑕疵が生じた場合の立替払契約の効力については、喪失させるべきであると解する見解となお存続すると解する見解が対立している。この点については、立替払契約の効力の存続を前提としながら、既払金返還請求権を肯定する見解があることに注意を払う必要がある。第三の対立点については、売買契約と立替払契約とが経済的に密接不可分な関係にあることは、判例上も、學説上も、多くの見解が認めているが、経済的関連性をこえた法的関係の有無という点では、否定説のように、伝統的思考様式にもとづき全面的にこれを否定する見解と、何らかの法的関係を認める見解が激しく対立している。學説では、後者の見解を支持する者が多いが、両契約の間の法的関係の意義をめぐっては見解の一致をみない。

以下では、売買契約に瑕疵がある場合に、顧客・信販会社間の契約関係を清算する必要があるかどうか、あるとして、いかに清算すべきかという視角から、顧客・信販会社・販売業者の三者間にいかなる法律関係を認めることが、もつとも三者間の紛争を適切に解決することになるのか、そのためにいかなる法律構成をとるべきかを探つてくみることにしよう。

(2) 顧客に既払金返還請求権を認めることは妥当か

判例・學説¹⁾のなかには、割賦購入あつせんの特徴として、次の点を指摘するものが多い。すなわち、(i) 加盟店契約にもとづき、信販会社から加盟店たる販売業者に多数の立替払いがなされることによつて、経済的には、信販会社が販売業者に営業資金を供給する関係にあること、(ii) 個品割賦購入あつせんについてはあるが、売買契約と立替払契約の契約手続が一体化していること、またその点から顧客が信販会社と販売業者が一体的当事者であるかの印象を受けること、

以上の点である。このような事実から、肯定説を支持する論者のなかには、「販売業者と信販会社は一体化している」として、売買契約上に瑕疵が生じた場合に、顧客は販売業者に対して不当利得返還請求権ないし原状回復請求権を行使できる以上、顧客に信販会社に対する既払金返還請求権の行使を認めないことは不当であると主張する見解²⁾もある。

しかしながら、否定説も、個別割賦購入あつせんの場合に、前述した(i)(ii)の事実が通常存在していることは認めている³⁾。むしろ、肯定説と否定説の対立は、(i)(ii)の事実の存在から、直ちに、信販会社と販売業者が法的にも一体化していると評価できるかという点にあるというべきである。たとえば、販売業者の倒産によつて売買の目的物である家具の引渡を受けることができなくなつた顧客が、販売業者との間の売買契約を解除した上で、信販会社に対して立替払契約に基づく債務の不存在確認および既払金の返還を求めた事案において、松江地判昭和五九年四月二五日判例タイムズ五二六号一九九頁およびその上告審である広島高判昭和六〇年一〇月一七日判例タイムズ五九四号七五頁は、信販会社と販売業者との間に経済的な一体性があるなどの特殊な関係が認められない限り、売買契約について生じた事由が直ちに立替払契約に何らかの影響を及ぼしたり、その解除原因になると解すべき理由はないと述べ、既払金返還請求権を否定している。

信販会社と販売業者が、たとえば、一会社の融資部門と販売部門であるかのような実態を具なえている場合、法人格否認の法理が適用されるような関係にある場合は別として、通常は立替払契約と売買契約の契約当事者が異なる以上、信販会社と販売業者を法的にも一体と評価することは困難であり、肯定説が(i)(ii)の事実のみから既払金返還請求権を根拠づけることは、否定説の反論を十分に論駁したとはいえないように思われる。

また、総合割賦購入あつせんの場合には、商品等を購入する前に、顧客・信販会社間で会員契約が締結されカードが交付されるから、二つの契約手続が一体化しているというのではないし、顧客は、通常、信販会社と加盟店が同一の法

主体であるという印象を受けることはないはずである。したがって、少なくとも、総合割賦購入あつせんの場合には、前述した肯定説の論拠から、顧客の信販会社に対する既払金返還請求権を正当化することは困難である。

加えて、かりに、肯定説が主張するように、信販会社と販売業者との一体性という観点から既払金返還請求権を認めるべきであるとする、信販会社は販売業者に対して立替金の返還を求められなくなる虞れがある。もちろん、販売業者が詐欺によつて売買契約を締結した場合や目的物引渡義務の不履行を原因として売買契約が解除された場合に、原状回復義務や不当利得返還義務を最終的に負担すべきであるのは、本来、売買契約上の取消原因・解除原因を発生させた販売業者であるはずである。もつとも、このような主張に対しては、信販会社と販売業者の法的一体性は顧客との関係で認められるだけで、信販会社と販売業者との関係では両者を法的に独立した主体として評価すべきであり、加盟店契約において信販会社から販売業者に対する立替金の返還請求権を確保することはできないという反論も考えられる。しかしながら、このような主張は、顧客保護の観点から、特別に顧客に信販会社に対する既払金返還請求権を認めるべきであるという主張にほかならない。特別法が存在しない現行法の下では、解釈論としては顧客に既払金返還請求権を認められないとする否定説の主張をさらに補強することになるといわなければならない。

肯定説を支持する論者が主張するもうひとつの實質的根拠は、割賦購入あつせんと割賦販売が同一の経済的機能を果たしているという点にある。説明のしかたに多少のニュアンスの違いはあるが、要するに、割賦購入あつせんの場合、顧客は一方で販売業者と売買契約を、他方で信販会社と立替払契約を締結しているが、立替払契約は当該売買契約の売買代金を立て替えてもらうために締結されているのであり、割賦購入あつせんの経済的機能を実質的に観察すれば、割賦販売の場合と同様、割賦で商品を購入するという目的を果たしているのだから、割賦購入あつせんにおける顧客の法的地位を割賦買主のそれよりも悪化させてはならないのである。

しかしながら、このように「経済的機能の実質的同一性」という観点から実質論を展開することも、顧客に既払金返還請求権を肯定する十分な論拠とはなりえないと思われる。なぜなら、割賦購入あつせんの場合に、既払金返還請求権を認容することは、顧客に、販売業者のみならず、信販会社からも賦払金の返還を受けられる機会を与えることになり、むしろ、割賦購入あつせんを利用した顧客のほうが割賦買主より有利に取り扱われることになるからである。⁽⁵⁾このことは、割賦販売業者が倒産した場合と、割賦購入あつせんにおいて、販売業者が倒産した場合を比較すると、一層明白である。

それでは、否定説が主張するように、売買契約上に瑕疵が生じた場合に、顧客に信販会社に対する既払金返還請求権を認めることは、妥当ではないのだろうか。

抗弁接続規定が、消費者である顧客を保護するために特に創設された規定であるのか、それとも、従来から解釈論上認められていた顧客の権利を確認した規定であるのかという対立があるにしても、今日では、割賦購入あつせんにおいて売買契約が不成立・無効・取消・解除となった場合には、原則として、この点を抗弁事由として、顧客が信販会社の立替金等請求に対抗できることは疑いない。したがって、少なくとも、顧客は抗弁事由が発生した時点以降は立替払契約に基づいて賦払金の返済を拒絶できるはずである。そうであるとすれば、抗弁事由の発生時点より遅れて顧客が信販会社に対して抗弁を対抗したとしても、無効原因たる事実・取消原因たる事実・解除原因たる事実が発生した時点以降の賦払金債務は、本来、顧客が履行を拒絶できる債務であつたといつてよい。⁽⁷⁾それにもかかわらず、信販会社は販売業者にすでに立替金を交付しているから利得はないとして、信販会社が抗弁事由発生時点以降、對抗前の賦払金を保持できるとすれば、抗弁接続規定は形骸化される虞れがある。この点が、売買契約に瑕疵が発生した場合に、信販会社による賦払金の保持を不当と評価させ、顧客による既払金返還請求権を正当化する実質的な理由である⁽⁸⁾⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾と考える。

もつとも、このような見解に対しては、抗弁事由が発生しており、賦払金の履行を拒絶できるにもかかわらず、漫然と賦払金の支払いをした顧客にも落ち度があるのではないかという反論も考えられる。確かに、對抗事由の発生を知りながら、顧客があえて抗弁を對抗しない場合には、売買契約の当事者でない信販会社からすると、まさに、顧客こそが、信販会社から、販売業者に対する立替金等の交付を拒絶する機会⁽¹⁾（販売業者に未だ立替払いをしていない場合）ないし、立替金等を回収する機会（立替金が交付されている場合）を奪ったのであり、このような場合にも、顧客に信販会社に対する既払金の返還請求権を認めることは妥当ではないように思われる。しかし、通常、顧客の既払金返還請求権の可否が問題になるのは、無効事由・取消事由・解除事由が発生しているかどうかかわからずに、顧客が賦払金を支払ってしまったている場合である。たとえば、販売業者が商品を遅滞なく引き渡してくれるものと思つて、信販会社に賦払金を弁済していたが、販売業者が商品の引渡債務を履行しなかつたとか、隠れた瑕疵が後に発見されて契約を解除したとか、販売業者の詐欺によつて売買契約を締結したが、詐欺であつたことに気がついたので、賦払金を数回支払つてからであつたとかいう場合である。したがつて、賦払金の履行拒絶ができるにもかかわらず、顧客があえて賦払金を弁済したという場合には、例外的に、顧客による返還請求権の行使を信義則に反すると解することができる⁽²⁾としても、通常は、抗弁事由が発生しているにもかかわらず、顧客が賦払金を履行したという事実をもつて、信販会社の賦払金の保持を正当化することはできないと思われる。

(1) たとえば、浜上・文献①六五六頁、植木・文献②一五三頁、清水誠「割賦販売」『消費者法講座5 消費者信用』七〇頁以下（一九八五年）、同・文献②六八頁以下および七〇頁以下、本田・文献③七六頁以下など。判例としては、大阪簡判昭和五五年一月二七日下午民集三三卷一—四号三〇九頁、千葉地判昭和五六年四月二八日判例時報一〇一八号一一四頁、高松高判昭和五七年九月一三日高裁民集三五卷二号一八八頁、桐生簡判昭和五七年九月三〇日判例タイムズ四九六号一六二頁、

- 京都地判昭和五九年三月三〇日判例時報一一二六号八四頁、福島地判昭和五九年六月二七日判例タイムズ五三〇号一八四頁、名古屋高判昭和六〇年九月二六日判例時報一一八〇号六四頁、神戸簡判昭和六〇年八月二八日判例タイムズ五七七号五三頁、福岡高判昭和六一年五月二九日判例タイムズ六〇四号一二三頁など。
- (2) たとえば、清水・文献⑫六八一頁、本田・文献⑨七六頁、京都地判昭和五九年三月三〇日判例時報一一二六号八四頁、高松高判昭和五七年九月一三日高裁民集三五卷二号一八八頁、東京都消費者被害救済委員会一九八二年三月一九日付報告書一六頁以下、および、同・一九八四年九月一七日付報告書一三頁以下など。
- (3) 松江地判昭和五九年四月二五日判例タイムズ五二六号一九九頁、広島高判昭和六〇年一〇月一七日判例タイムズ五九四号七五頁など。
- (4) たとえば、売買契約と立替払契約は目的拘束的結合関係にあるとか、主従の関係にあるとか、目的と手段の関係にあるとか表現される。北川・文献④一二頁、同・文献⑩六五一頁、伊藤進「信販契約をめぐる法律上の問題点」法律のひろば三七巻九号二九頁以下（一九八四年）、植木・文献⑭一五三頁、清水・文献⑮二七八頁など参照。
- (5) Vgl. Werner Baur, Rückzahlungsanspruch des Abzahlungskäufers gegen die Finanzierungsbank bei nicht ordnungsgemäßer Leistung durch den Verkäufer? NJW 1975, 2009 ; Reich, Verbraucherkredit——Rechtliche Probleme und Perspektiven, 1979, Rdz. 177.
- (6) 民法と割賦販売法上の抗弁接続規定の関係をどのように理解するかについては、千葉・文献⑳二八〇頁以下参照。この点の理解のしかたに如何によって、直接的には、抗弁接続規定の類推適用を広く認めていくのかどうかという問題に影響がある。
- (7) このことは、顧客が信販会社に対して、単に賦払金の支払いを拒絶すれば、對抗の効果が発生するということを意味しているわけではない。
- (8) 割賦販売法三〇条の四適用拡張説（後述(3)参照）を主張される澤井教授は、既払金を顧客が取り戻せないのは、実質的にみて極めて不当であるという指摘をされるにとどまり、実質論のレベルの議論を積極的に展開されてはいないが、抗弁對抗の効果に対抗事由発生時点まで遡及すると解するご見解の背後には、本文に述べたような考慮があるのではないかと推測される（澤井・文献㉒九七頁参照）。

(9) Vgl. Gernhuber, Austausch und Kredit im Rechtsgeschäftlichen Verband — zur Lehre von den Vertragsverbindungen, in : Festschrift für Larenz, 1973, S. 480.

(10) ただ、このように解すると、売買契約に瑕疵がある場合のうち、マルチ商法やマルチまがい商法であることを原因として、公序良俗違反を理由に売買契約の無効が主張される場合には、販売業者がすでに立替金を交付してしまった信販会社こそが被害者であり、反社会的な契約を締結した顧客に、抗弁対抗を認めることは妥当でなく、さらに賦払金返還請求権を認めることは論外であるという反論が考えられる。しかし、立替払契約が締結されることによって、公序良俗に反するような売買契約の締結が助長されるという側面があり、また、売買契約との結びつきを前提として信販会社の立替金等請求権が発生している点からしても、信販会社の権利行使を是認すれば、売買契約を公序良俗違反を理由として無効と解した意味が失われる。

(11) 信販会社は、加盟店契約にもとづき、顧客の売買代金債務につき併存的債務引受をしたものと解され、したがって、販売業者が売買契約上の債務を履行しない場合には、信販会社が、同時履行の抗弁権を行使できるものと解される。すなわち、弁済期が到来しているにもかかわらず、販売業者が売買契約上の債務を履行しないで、信販会社に対して立替金の支払いを請求した場合には、信販会社は立替払いを拒絶できることになる（この点については、福永有利「千葉恵美子「個品割賦購入あつせん」と倒産法（下）」判例タイムズ五二九号四九頁以下（一九八四年）参照、福永編・文献②四七頁以下参照）。

(12) 同旨、澤井・文献②九七頁。

(3) 立替払契約の効力をめぐぐる対立

このように、売買契約に瑕疵が生じた場合、実質的にみれば、信販会社による既払金の保持が不当であるとしても、現行法の下で、解釈論として、顧客の信販会社に対する既払金返還請求権を肯定することができるのだろうか。そこで、売買契約が不成立・無効であった場合、あるいは、取消・解除された場合に、抗弁接続規定にもとづき、顧客がその点を抗弁事由として信販会社に対抗すると、立替払契約もその効力を失うと解することができないかが問題となる。もつ

とも、割賦販売法三〇条の四は「対抗できる」と規定しているだけであり、立法担当者も、対抗とは「あつせん業者からの支払請求に対し、その支払を拒否することをその内容とする」と説明しているにすぎない⁽¹⁾。そこで、割賦販売法三〇条の四の効果をめぐることは、抗弁事由の如何を問わず、顧客が売買契約上の抗弁を対抗すれば、支払停止の効果が生じるにすぎず、当該商品に係る立替金等債務はなお存在すると解する見解（支払停止説⁽²⁾）と、抗弁事由が売買契約上の代金債務を消滅させるものであれば、信販会社に対する立替金等債務も消滅すると解する見解（本来的効果説⁽³⁾）が対立している。

割賦販売法三〇条の四の新設に伴い、既払金返還請求権の可否に関して、今後、判例がどのように形成されていくかは、必ずしも明らかではないが、最高裁判所事務総局によつて編集された執務資料によれば、支払停止説が支持されており、この点から、顧客の既払金返還請求権は認められないと解する見解が有力のようである。したがつて、今後とも、判例は既払金返還請求権を否定する可能性が強く、しかも、割賦販売法三〇条の四がその法的根拠として使われるのではないかと推測させる⁽⁴⁾。このような見解の背後には、本来、売買契約と立替払契約は法律上別個な契約であり、したがつて、割賦販売法三〇条の四は、「債権関係の相対性の原則」の例外として、消費者保護の観点から、特に顧客に賦払金の履行拒絶権を与えた規定であるという基本的認識があると解される⁽⁵⁾。そして、むしろ、このような認識こそが、一方で抗弁対抗の効果として支払停止説を、他方で顧客の既払金返還請求を否定する拠り所となつてみるとみるべきであろう。

割賦購入あつせんを構成する売買契約と立替払契約の関係を法的にどのように解すべきなのか、執務資料にみられる見解のように、法的には両契約間に何ら関連性はないと解すべきかどうかという点については、本章(4)以下の検討に譲り、ここでは、とりあえず、割賦販売法三〇条の四の効果として、賦払金の支払停止しか認められないのかという点に限定して考察を加えることにしよう。たしかに、割賦販売法三〇条の四は、売買契約上の債務が消滅している場合とそ

うでない場合に分けて、抗弁對抗の効果を規定していないから、規定の文言からすると、支払停止説のほうが、すなわな解釈であるようにも見える。しかしながら、支払停止説にたつと、次の二点で問題がある。まず第一に、売買契約上のトラブルが販売業者と顧客の間で解消できないような場合——たとえば、販売業者が行方不明、あるいは、事業上倒産して、顧客が販売業者からの原状回復義務ないし不当利得返還義務の履行を期待できないような場合——には、信販会社は、永久に顧客に対して未払いの賦払金を請求できなくなる可能性がある。第二に、賦払金債務の履行が、かなりの程度行われてから商品の引渡が行われる場合のように、売買契約上の抗弁事由の発見時点において、信販会社に対する既払金額が未履行の賦払金額より多い場合には、支払停止の効果だけでは顧客が十分に保護されない虞れがある。

もつとも、第一の批判に対しては、支払停止説も、信販会社が販売業者から商品代金相当額の返還を受ければ、顧客に対する債権が消滅するから實際上の不都合はないと反論している⁶⁾。しかし、ここでは、なぜ信販会社が販売業者に対して商品代金相当額（立替金）の返還を請求できるのか、また、その根拠をいかなる点に求めるかについては全く説明されていない。売買契約の効力が失われたとしても、支払停止説にたてば、立替払契約は有効に存続しているのだから、信販会社の販売業者に対する立替払いは有効であると解さざるをえないであろう。だとすると、顧客は販売業者に対して売買代金の返還を請求できるとしても、信販会社が販売業者に対して立替金を請求できないと解さざるをえないのではなからうか。かりに、一步譲って、加盟店契約上、売買契約上の債務が消滅するような場合にまで商品代金相当額の立替払いするような合意はなかったと解して、加盟店契約にもとづく立替金支払義務の履行の無効ないし消滅を根拠として信販会社の販売業者に対する不当利得返還請求権が認められるとしても、この点から当然に立替払契約にもとづく顧客の立替金等債務が消滅するわけではないはずである。加盟店契約と立替払契約は契約の当事者を異にする別個な契約であり、なぜ、加盟店契約上の事由によって、立替払契約上の債務の一部が消滅することになるのか、支払停止説に

その根拠を見出すことはできない。⁽⁷⁾

これに対して、支払停止説を維持しながら、既払金返還請求権を認容する見解も主張されている。原状回復義務保証責任説と割賦販売法三〇条の四適用拡張説がそれである。

信販会社は、販売業者の債務について「一種の保証人の地位にたっており」販売業者に「履行能力があるかぎりで第一次的な履行責任を負わされることはないが（保証の補充性）」、販売業者の倒産により売買契約が解除され販売業者の引渡債務が消滅した場合には、「解除によって発生した売買代金返還義務（原状回復義務）」については保証人としての責任を免れない」と解する見解が原状回復義務保証責任説⁽⁸⁾である。

この見解によると、顧客は保証人たる信販会社に対して頭金を含む売買代金全額の返還を請求できることになり、この債権と残立替金債権を相殺することによって、顧客は既払金の返還を信販会社から受ける一方で、未履行の賦払金支払債務を免れることになる。

ただ、この見解は、目的物の引渡義務の不履行を原因とする売買契約の解除の場合に限定して展開されており、売買契約が不成立・無効・取消となった場合、目的物の引渡義務の不履行以外の事由を原因として売買契約が解除された場合について、同様の構成がとられるかどうかは明らかでない⁽⁹⁾。また、目的物の引渡義務の不履行を原因とする売買契約の解除の場合に限定しても、信販会社は売主としての債務を履行する便宜を有していないから、販売業者の負担する目的物引渡義務について、顧客に保証債務を負担する意思がないことはもちろんであるが、立替払契約を締結する際に、黙示的にてあれ、信販会社に販売業者の原状回復義務についてまで保証債務を負担する意思があると解することができるとは、疑問である。

一方、割賦販売法三〇条の四適用拡張説⁽¹⁰⁾は、「無効・取消・解除を根拠とする原状回復の請求を信販会社に積極的不利

益を与えるものでないから、契約関係を総体としてとらえると契約関係を進行させないという意味で、本質的には「抗弁」であると解して、抗弁接続規定に基づき抗弁對抗の効果として既払金返還請求権を肯定する。

この見解では、(i)売買契約に瑕疵があった場合にも、立替払契約の効力が喪失するかどうかという点に直接は言及していない。それにもかかわらず、顧客が既払金の返還請求権を行使できるのは、(ii)抗弁對抗の効果で、信販会社に対する申出の時点でなく、對抗事由発生時点まで遡及すると解するからである。すなわち、對抗事由発生時点から——もつとも、売買契約が取消・解除される場合に、取消ないし解除事由となる事実が発生したその時点以降からなのか、取消ないし解除の意思表示をした時点以降からなのかは明確ではないが——顧客は信販会社に対して賦払金の支払停止が可能であった結果、その時点以降の信販会社による賦払金の利得は法律上の原因を欠くからであると説明されるわけである。

売買契約に瑕疵がある場合に、本来、顧客はその瑕疵が発生した時点から信販会社の賦払金請求に対抗することが可能であり、この点から、信販会社による既履行の賦払金の保持は不当であると解すべきことは、前述したとおりである(本章(2)参照)。したがって、実質論のレベルにおける議論としては、割賦販売法三〇条の四適用拡張説の見解は基本的に正当であると考えられる。しかしながら、抗弁接続の思想を原状回復の限度で遡及させるべきであるとしても、この点から、ただちに、顧客によって弁済された賦払金が法律上の原因を欠く給付といえるかどうかは疑問である。

立替払契約を売買代金債務の弁済委託を主な内容とする契約であると解する通説の見解に従い、かつ、かりに、割賦販売法三〇条の四適用拡張説が立論の前提としているように、売買契約の上に瑕疵が発生した場合にも、立替払契約の効力はなお喪失しないものと解すると、今日の不当利得法上の有力な見解⁽¹⁾に従うかぎり、売買契約が無効・取消・解除を原因として効力を失ったとしても、信販会社の立替金の交付によって、売買代金債務を免責する効果は顧客に帰属し

ており、顧客の販売業者に対する売買代金相当額の不当利得返還請求権だけが発生するにすぎないはずである。したがって、立替払契約が存続しているかぎり、顧客によってなされた賦払金の履行は立替払契約にもとづく有効な弁済であり、顧客の信販会社に対する既払金返還請求権を肯定することはできないと解せられる。

また、無効・取消・解除を原因とする原状回復請求を、本質的には「抗弁」であると解して、抗弁接続規定に基づく抗弁対抗の効果として既払金返還請求権を肯定する点でも、割賦販売法三〇条の四適用拡張説は解釈論としては無理があるように思われる。

以上の検討結果を整理すれば、売買契約上の抗弁事由が売買契約上の代金債務を消滅させるものであれば、売買契約のみならず立替払契約の効力も喪失すると解すべきであり(効力喪失説)、顧客は割賦販売法三〇条の四にもとづき信販会社に対する立替金等債務の不存在を理由として、以後の賦払金については支払いを拒絶できるといえよう(本来的効果説)。

ただ、このように解することは、売買契約に瑕疵があった場合には、立替払契約にもとづいて信販会社はもはや顧客から立替金を回収することができないということの意味しており、この結論が何故、正当化されるのかは、なお検討を要する問題である。

信販会社が立替金等請求権を取得できるのは、顧客の売買代金債務を立替払いしたからである。信販会社は、顧客との間に締結した立替払契約と販売業者との間に締結した売買契約の結びつきを前提としなければ、利益を享受しえないと言ひ換えることもできよう。ところが、売買契約上に瑕疵がある場合にも、信販会社による立替金等請求権の行使を正当な権利行使であると主張しようとすれば、顧客は売買代金債務とは別個に立替払契約にもとづいて立替金等債務を負担しているといわなければならないはずである。このような主張は、明らかに矛盾しており、矛盾した行為の禁止と

いう観点から売買契約の無効・取消・解除を原因として売買代金債務が消滅する場合には、信販会社による顧客からの立替金の回収を認めるべきではないと解される⁽¹²⁾。

これに対して、最近、提携契約、すなわち、加盟店契約にもとづき割賦購入あつせんという取引システムを形成し、利益を享受している信販会社と販売業者が、そこから生じる責任を負担すべきであるという立場から、売買契約と立替払契約との間に成立上・消滅上の牽連関係を認めるべきであると主張する見解⁽¹³⁾が登場している。この論者によれば、(i) 売買契約に瑕疵があるにもかかわらず、代金の支払いがなされるという危険は、割賦購入あつせんというシステム自体に内在するものであり、信販会社と販売業者が「共同の利益」をはかるために、加盟店契約にもとづいて作り出されていること、(ii) この加盟店契約にもとづき、信販会社が売買契約に瑕疵があるにもかかわらず、立替金を交付すると、一方で顧客の危険が具体化し、他方で信販会社は顧客に対して債権を取得することになるから、信販会社の請求は信義に反すること、(iii) 顧客と信販会社との合意にもとづき、顧客の依頼によって信販会社から販売業者に対して代金の支払いがなされるが、このような合意によって、顧客が高額の商品を分割払いで購入できるといふ利益を享受していることを理由に、顧客のみに危険を負担させることは公平ではないと主張している。

前述した「矛盾した行為の禁止」という観点から信販会社に対する権利行使を制限しようとする見解と割賦購入あつせんというシステムを形成した者に責任を負担させるべきであるとする見解の対立点の一つは、加盟店契約の存在に対する評価の違いに由来するようと思われる。後者の見解は、加盟店契約こそが、一方で信販会社と販売業者に「共同の利益」を獲得する機会を保障し、他方で、取引から生じる危険を顧客に一方的に負担させているとして、加盟店契約の当事者である信販会社と販売業者が取引から生じる責任を分担すべきであると考えているようである。そして、後者の見解は、前者の見解を批判して、売買契約と立替払契約の結びつき自体の具体的内容が検討されていない点で不十分で

あるとする。たしかに、後者の見解が主張するように、提携契約が存在する場合には、両契約の結びつきがもつとも明確な法形式をとって現れることは疑いない。しかし、提携契約がなければ、このような結びつきが認められないというわけではない。信販会社によって販売業者に金銭が交付され、この金銭によって、顧客の代金債務が弁済されさえすれば、信販会社と販売業者の共同の利益の享受は保障される。だとすると、提携契約の存在自体が重要なのではなく、信販会社によって交付される金銭の用途が限定され、その金銭によって顧客の販売業者に対する債務が免責されるように、売買契約と立替払契約が結びついていることが最も主要な決め手となつていとみるべきである。¹⁴⁾

二つは、顧客も、売買契約と立替払契約の契約当事者として自らの意思にもとづき契約を締結したという点をいかに評価するかをめぐって見解が対立しているものと思われる。後者の見解が主張するように、たしかに、顧客が高額の商品分割払いで購入できるといふ利益、信販会社の立替金の交付によって販売業者に負っていた売買代金債務の消滅という利益を享受しているとしても、この点から顧客「のみ」に危険を負担させることは公平ではない。しかし、だからといって、顧客には責任はなく、加盟店契約にもとづき割賦購入あつせんというシステムを形成した点から、信販会社と販売業者に「のみ」責任を負任させるべきであるとする結論がはたして導かれるのだろうか。総合割賦購入あつせんの場合に、顧客が信販会社との間で加盟店に対する代金債務を継続的に立替払することを主な内容とする会員契約を締結していることを考慮すると、一層、加盟店契約の存在のみから責任の根拠を説明する後者の見解に疑問を感じる。

(1) 通産省通達・文献⑤(3)参照。

(2) 最高裁判所事務総局編・文献⑧八三頁以下。立法担当者(通産省通達・文献⑥(3))も同様の見解を採っている。

(3) 立替払契約効力喪失説を支持する者は、割賦販売法三〇条の四の効果についても、本来的効果説に立つものと推測されるが、この点を明言するものとしては、清水・文献⑮二七六頁、千葉・文献⑳二九八頁以下。本来的効果説では、割賦販売法

三〇条の四の効果を買買契約上の債務が消滅する場合と、消滅しない場合に分けて考えることになる点に注意されたい。すなわち、売買契約上の債務が消滅する場合には、立替払契約上の債務もその効力が失われ、立替金等債務の不存在を理由として賦払金の履行を拒絶することができる（否認的抗弁権）の対して、売買契約上の債務がなお存続している場合には、売買契約上の債務の履行の提供があるまで、支払いの拒絶が認められることになる（延期的抗弁権）。なお、最高裁判所事務総局編・文献⑧八三頁は、本来的効果説を、抗弁事由が売買契約上の代金債務を消滅させるものであれば、信販会社に対する債務も「未払い分に限り」消滅するという見解であると紹介しているが、本来的効果説は売買契約上の債務が消滅する場合には、立替払契約の効力が消滅する結果、立替金等債務全体が消滅すると解していることに注意されたい。

(4) 最高裁判所事務総局編・文献⑧八一頁。

(5) 立法担当者は、「消費者保護という社会的要請から、私法上の重大な特則」として抗弁接続規定が置かれたと説明している（田中・文献⑰二一頁、成田・文献⑨五三頁）。同様の説明をするものとして、佐藤Ⅱ小池・文献⑩一五頁。

(6) 最高裁判所事務総局編・文献⑧八四頁。

(7) もっとも、信販会社としては、加盟店契約において、販売業者に対する残立替金債権の買取請求権を留保しておくことによつて、販売業者から残立替金の回収を図る方法がないわけではない。ただ、この場合には、第三債務者である顧客が「異議をとどめない承諾」をしないかぎり、販売業者は抗弁つきの残立替金債権の譲渡を受けることになるから、少なくとも、販売業者の側から残立替金請求権と顧客の原状回復請求権ないし不当利得返還請求権との相殺をすることはできないことになる（千葉・文献④二九八頁以下参照）。したがって、顧客としては、販売業者から原状回復ないし不当利得の返還を確実に受けられるような場合にのみ、抗弁を放棄して相殺することにならう。

(8) 本田・文献⑨八四頁。

なお、既払金返還請求権の可否を直接の争点とした判決ではないが、東京地判昭和五七年二月五日判例時報一〇五三号一三八頁は、目的物の引渡義務の不履行を原因として売買契約が解除された場合に、(i)信販会社・販売業者の間には、加盟店契約によつて信頼関係があること、(ii)信販会社が販売業者による商品引渡を保証することは格別信販会社の負担にならないこと、(iii)商品の引渡を確実にしめることにより、かえつて顧客を獲得しやすくなることから、立替払契約の二内容として、信販会社は販売業者による目的物の引渡義務を保証していると解する見解もある。この見解によれば、販売業者が商品の引

渡義務を履行しない場合には、保証義務の不履行という構成を通じて、立替払契約の解除が認められることになり、この点から既払金返還請求権が認容されることになろう。

(9) 本田教授ご自身も、一般的には、後述する効力喪失説のなかの不可分一体説を採られるようである(本田・文献⑨七六頁)。

(10) 澤井・文献②九七頁。

(11) 好美・文献⑳判例タイムズ三八七号二六頁、四宮・文献㉑二一九頁以下参照。

(12) 千葉・文献㉒二八七頁参照。

(13) 執行秀幸「第三者与信型消費者信用取引における提携契約関係の法的意義(下)」ジュリスト八八〇号一三五頁(一九八七年)、同・文献㉓六二頁以下。

(14) 与信者による金銭の交付目的を限定し、与信契約と供給契約を結びつける方法としては、提携契約以外にも、供給業者が与信者に顧客をあつせんし、他方で与信者が供給業者に直接、金銭を交付する方法が考えられる。

(4) 立替払契約と売買契約の法的関係をめぐると対立——効力喪失説間の対立

以上の検討を通じて、(i)売買契約が不成立・無効・取消・解除により効力が生じなかった場合には、顧客に信販会社に対する未履行の賦払金の支払い拒絶を認めるだけでなく、既払金の返還請求権をみとめるべきこと(肯定説)、(ii)売買契約が不成立・無効・取消・解除により効力が生じなかった場合には、売買契約のみならず、立替払契約の効力も喪失されるべきであること(効力喪失説)、以上の点が明らかとなった。しかしながら、否定説が主張するように、両契約は経済的には密接な関係があるとしても、法的には契約当事者を異にしているから、伝統的な考え方に従えば、両契約を一体的なものと構成する解釈には無理がある。

既払金返還請求権肯定説が少なくとも学説では多数説であり、その中でも立替払契約効力喪失説が有力であるにもかかわらず、効力喪失説のなかでさらに諸説がはげしく対立しているのは、伝統的な思考様式からの批判を回避しつつ、

(i) (ii)を肯定するための法律構成にある。より厳密に言えば、立替払契約と売買契約は「法的に一体化している」とまではいえないとしても、なお、「密接な関係がある」という点を、ドグマテツシュな道具立てによつてどのように表現すべきかという点をめぐる対立であるといつてよい。

そこで、売買契約と立替払契約の「関係」をいかに解しているかという視点から、効力喪失説間の見解の対立状況を概観してみることしよう。このような視点から学説を整理することは、いわゆる「債権関係の相対性の原則」にもとづく伝統的な思考様式にはなじみづらいアプローチであるかもしれない。しかしながら、学説の対立の構造が、右にみた点にあるとすれば、立替払契約と売買契約を法的に一体的なものと解しているのか(非分割説)、独立しているものと解しているのか(分割説)という二者択一的な視点からではなく、むしろ、「一体的でもない、独立しているわけでもない関係」にいかなる法的意義を与えているのかという視点から、学説を分析していくほうが有益であると考えられるからである。

(a) 三面的契約一個説^①

この見解によれば、割賦購入あつせんを構成する売買契約と立替払契約はクレジット販売契約という一個の契約として構成され、この契約全体が解除・取消されることになる。

たとえば、松江簡判昭和五八年九月二一日判例タイムズ五二〇号二一九頁は、(i)信販会社・販売業者間に加盟店契約が締結されていること、(ii)信販会社が販売業者に予め交付していた契約用紙により売買契約と立替払契約の申込が一括してなされていたこと、(iii)立替払契約の成立が売買契約の成立条件とされ、また、売買契約が成立しなければ、立替払契約も成立しない関係にあること、以上の点を根拠として、顧客・販売業者・信販会社間に、売買契約と立替払契約を不可欠の構成部分とする一個のクレジット販売契約が締結されており、売買契約と立替払契約とは、成立上、効力上、

履行上完全な牽連関係に立つこと、したがって、売買契約の解除により顧客の信販会社に対する立替金支払債務も消滅すること、売買契約の解除による原状回復として信販会社は顧客に対して既払金返還義務を負うことが基礎づけられている。

(b) 不可分一体説⁽²⁾

信販会社と販売業者の経済的一体性および立替払契約と売買契約の経済的一体性、さらに、その点に加えて、契約手続の一体性の点から、売買契約に瑕疵がある場合には、立替払契約もその効力を失うと解する見解が不可分一体説である。

ただし、不可分一体説を支持する論者の中にも、売買契約の瑕疵から直接に立替払契約の効力喪失という効果を導く見解⁽³⁾と、売買契約上の瑕疵によって立替払契約にも効力喪失事由が発生し、これを原因として立替払契約の効力が喪失すると解する見解がある⁽⁴⁾。後者の見解の場合には、立替払契約についての解除事由・取消事由・無効事由の把握のしかた如何によっては、売買契約に瑕疵がある場合にも、立替払契約自体は有効となる場合があることになり、この限りでは、顧客の賦払金返還請求権が発生しない場合がある。また、売買契約に瑕疵がある場合のうち、解除と取消の場合には立替払契約がその効力を当然に失うのではなく、売買契約についてとは別個に立替払契約について解除事由・取消事由が存在することが必要であると解する見解⁽⁵⁾もある。

不可分一体説は、契約主体の一体性・契約自体の一体性・契約手続の一体性という点から、売買契約のみならず立替払契約の効力を喪失させる点で、複数の契約から構成される一つの取引を二当事者間の契約に還元して構成する点に特色があるといえる。

(c) 給付関連説⁽⁶⁾

給付関連説は、顧客・信販会社・販売業者がそれぞれ売買契約および立替払契約ないし会員契約上負担している債務間に法的関連性があると解する。すなわち、売買契約上、顧客は売買代金債務を、販売業者は目的物引渡債務を負うが、これに加えて、頭金を除く残売買代金の支払いについては、顧客に代えて信販会社に請求する旨の約定があると解する。また、立替払契約ないし会員契約上、信販会社は顧客が有効に負担した売買代金債務を代位弁済して顧客を免責させるべき義務を負担し、他方で、顧客は信販会社の代位弁済による報酬と支払猶予のための手数料を含む立替金等債務を負担するものと解される。このように、売買契約においても、立替払契約ないし会員契約においても、顧客の売買代金債務が信販会社による立替金の支払いによって履行されることが契約内容となっている結果、信販会社の出捐によって、販売業者に対する顧客の売買代金債務の一括弁済の効果と信販会社の顧客に対する立替金等債権の取得という効果の一体的発生が可能となり、売買代金債務と立替金等債務の間に、一方がなければ他方もないという密接な対応関係があることが導かれることになる。そして、このような両債務の間の対応関係を介して、売買契約上、売買代金債務と目的物引渡債務等との間に認められる発生上、存続上の牽連関係が延長され、立替金等債務と目的物引渡債務等との間にも、発生上、存続上の牽連関係が生じるものと解されることになる。

(d) 条件説

立替払契約と売買契約の間に条件関係を認める見解は多い。条件説をとる諸見解はいずれも、売買契約に瑕疵が発生した場合には、一旦有効に成立した立替払契約が効力を失うと解する点では共通している。もつとも、なぜ両契約の間の条件関係が認められるのかという点をめぐっては見解の一致をみない。

たとえば、売買契約と立替払契約の目的拘束的結合関係から、立替払契約は売買契約の有効な成立を条件として成立とする見解¹⁷⁾、ないし、割賦購入あっせん契約の存在目的から、あるいは、契約意思の解釈という手法によって、目的物

引渡債務と売買代金の支払義務という対価関係にある債務のうちの後者の履行に関する特約が立替払契約であると解して、この点から売買契約と立替払契約の間の発生上、履行上、存続上の相互依存関係を認め、立替払契約の不成立、無効、取消、解除を（黙示の）解除条件として成立していると解する見解（契約結合説⁽⁸⁾）、加盟店契約によって売買契約と立替払契約のうち、一方が他方の契約の有効な成立を前提とするシステムを作り「共同の利益」を享受する以上、他方の契約が成立せず効力が消滅した場合には、一方の契約も成立しない、ないし効力を失うと解すべきであるとして、一方の契約は他方の契約の成立を停止条件とし、他方の契約の無効・解除等による効力の消滅を解除条件としてしていると解する見解（システム形成者危険負担説⁽⁹⁾）などがある。

(e) 目的喪失ないし行為基礎説⁽¹⁰⁾

立替払契約の法的性質を消費貸借契約であると解し、ローン提携販売に類似した取引である西ドイツのB取引(finanzierter Abzahlungskaufの一形態)に関するLarenz・Esserの学説（三以下参照）を参照しながら、売買契約を立替払契約の「目的」ないし「行為基礎」ととらえ、売買契約が無効・取消となった場合には、立替払契約も無効になると解して、顧客・販売業者間および顧客・信販会社間で不当利得に基づく返還請求権が発生すると解する。

効力喪失説間の対立状況を非常に大雑把に述べると、まず第一に、(a)(b)(c)(d)(e)の順に、売買契約と立替払契約ないし会員契約の法的独立性を強く認めているといつてよいであろう。第二に、両契約の「法的関係」をどのような法律構成によって基礎づけているかという点について分析してみると、いずれの見解も顧客・信販会社・販売業者によって意図された割賦購入あつせん契約目的——顧客の側からみると、分割払いで一定の目的物を取得できるという目的、信販会社・販売業者の側からみると、信販会社によって販売業者に交付された金銭により顧客の売買代金債務を弁済しようとする目的——に着目しながら、不可分一体説・条件説・目的喪失ないし行為基礎説が、売買契約と立替払契約の密接

な関係を契約上の債務外のレベルで法的に評価しているに對して、三面的契約一個説・給付関連説が両契約の債務のレベルで評価している点で違いがあるといえよう。

ただ、わが国の学説は、前述したように、売買契約上の瑕疵がある場合に、顧客に信販会社に対する既払金の返還を請求できるかという紛争類型のみを前提として議論を展開しているものが多く、信販会社・販売業者・顧客間にいかなる法律関係が生じるかを割賦購入あつせんの清算という観点から全体として論じているものは少ない。

そこで、次章では、わが国と類似の問題を抱えている西ドイツの学説を分析しながら、両契約の法的関係をいかに解すべきか、解決の糸口を探ってみることにしたい。

(1) 学説上、この見解をとるものとして、木村・文献③一三頁。三面的契約一個説をとす判例としては、本文中の判例の他に、神戸簡判昭和六〇年八月二八日判例タイムズ五七七号五三三頁などがある。

(2) たとえば、清水・文献⑫六八一頁、本田・文献⑨七六頁、京都地判昭和五九年三月三〇日判例時報一一二六号八四頁、高松高判昭和五七年九月一三日高裁民集三五卷二号一八八頁、東京都消費者被害救済委員会一九八二年三月一九日付報告書一六頁以下、および、同・一九八四年九月一七日付報告書一三頁。

(3) たとえば、本田・文献⑨七六頁、京都地判昭和五九年三月三〇日判例時報一一二六号八四頁。

(4) たとえば、高松高判昭和五七年九月一三日高裁民集三五卷二号一八八頁。

(5) 清水・文献⑫頁。

(6) 福永編〔千葉〕・文献⑫五七頁以下。

(7) 植木・文献⑭一五三頁、長尾治助「個品割賦購入あつせんの名義貸判例の検討」判例時報一一五七号一八四頁（一九八五年）。

(8) 北川・文献④一二頁以下、同・文献⑩六五一頁以下、清水・文献⑮二七八頁。

(9) 執行・文献⑳六二頁以下。

(10) 浜上則雄「いわゆるクレジット販売と消費者保護（3）」NBL二四三号二〇頁（一九八一年）、同・文献⑩六七六頁以下。

〔付記〕 本稿は昭和六二年度文部省科学研究費補助金奨励研究A「消費者信用取引における抗弁接続問題の実証的・理論的研究」の研究成果の一部である。

Das drittfinanzierte Abzahlungsgeschäft und die Bereicherungsabwicklung im Dreipersonenverhältnis

Emiko CHIBA*

I. Fragestellung

II. Stellungnahme zur in der Rechtsprechung und der Literatur vertretenen Lösungen zum sog. Rückforderungsdurchgriff

(1) Meinungsstreit

(2) Rückzahlungsanspruch des Abzahlungskäufers gegen die Finanzierungsinstitut bei Nichtigkeit, Unwirksamkeit, Anfechtung, und Rücktritt des Kaufvertrags ?

(3) Unwirksamkeit des Kreditvertrags(= des Vertrags zwischen dem Finanzierungsinstitut und dem Abzahlungskäufer) ?

(4) Das Rechtsverhältnis vom Kaufvertrag und dem Kreditvertrag
(im diesem Heft)

III. Die in der Literatur vertretenen Lösungen in der Bundesrepublik Deutschland

IV. Eigene Auffassung

V. Schlußfolgerung

*Associate Professor an der juristischen Fakultät der Universität Sapporo Gakuin